

土地改良区決済金等支援 の あらまし

令和6年2月改訂

農林水産省農村振興局土地改良企画課

本資料は、農林水産省として水田の畑地化、畑作物の本作化を推進する中で、土地改良区関係者の方々から、今後の土地改良区運営や営農等に関し、心配の声が多く聞かれたため、作成したものです。

はじめに

- 1 農林水産省は、需要に応じた生産に向けて、各地の産地化の意向を踏まえ、
 - ① **水田機能を維持しながら麦・大豆等の畑作物を生産する水田は水稲とのブロックローテーションを、**
 - ② **畑作物の生産が定着している水田等は畑地化を、**
それぞれ促していくこととしています。

- 2 このため、令和4年度補正予算において「**畑地化促進事業**」が創設され、その中で「**土地改良区決済金等支援**」が盛り込まれましたが、この事業の実施に当たり、**地域農業再生協議会は、以下の事項について関係機関（土地改良区、農業委員会等）の合意を得ていることが必要とされています。**
 - ① **水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、担い手への農地の集積・集約化に支障が生じないこと**
 - ② **地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障が生じないこと**
 - ③ **畑地化に伴う用排水量の変化等により、地域の利水や治水の面で支障が生じないこと**

3 また、**土地改良区の受益地が畑地化された場合**（「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田から除外された場合）においても、**土地改良区が管理している用排水施設、農道等の受益がある場合は、土地改良区の地区除外とはなりません。**

（組合員の意向のみで地区除外となるものではありません。）

4 「土地改良区決済金等支援」は、土地改良区の受益地の一部が畑地化された場合に、**維持管理費の負担が他の組合員にしわ寄せされることを防ぎ、施設を適切に維持管理していくことができるようにするものです。**組合員から、**畑地化の相談や申請があった場合は、**地域農業再生協議会と連携の上、**以下のとおり対応**していただくようお願いします。

- ① **まとまった畑地化（畑地の団地化）**が図られるよう、地域農業再生協議会を通じて調整
- ② **施設管理に対する影響**を調査し、影響が見込まれる場合は、地域農業再生協議会に**畑地化する農地の変更**を依頼
- ③ 土地改良区が管理する施設の受益の実態を確認の上、**畑地として受益地に残すのか**（畑地化協力金の対象とするのか）、**地区除外するのか**（地区除外決済金の対象とするのか）を決定

畑作物の本作化対策<一部公共>のうち
畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア. 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

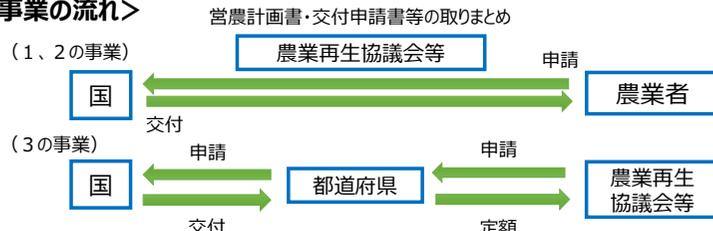
イ. 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和6年度単価)	2 定着促進支援 (令和6年度単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※/10a <small>〔※ 令和5年度に採択された者は 17.5万円/10a〕</small>	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) <small>〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕</small>
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算決定額 301,500 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等**を図る取組等を支援します。

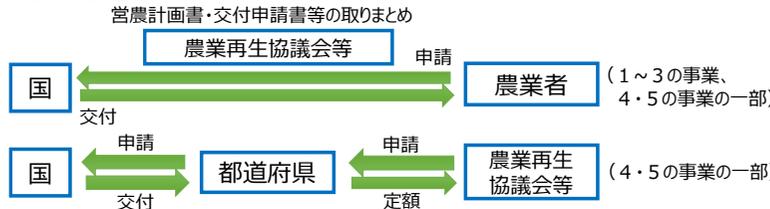
5. コメ新市場開拓等促進事業

11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組**を行う農業者を支援します。※7

※7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

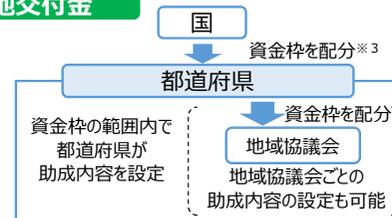
※2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5~9.5万円/10a）

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成

（令和5年度補正予算と併せて実施）

① 畑地化支援※5：14.0万円/10a

② 定着促進支援※5（①とセット）：2万円（3万円※6）/10a×5年間

または10万円（15万円※6）/10a（一括）※6：加工・業務用野菜等の場合

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

※5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

=== 又毛 ===

国として

- 畑作物の生産努力目標の達成
 - 食料安全保障
- の観点から水田の畑地化等を強力に推進



現場（組合員）では・・・

- 長い間、水田を畑作利用してきた
- 水田に戻すにも稲作用の機械がない 等々
- 畑地化を検討 → 地域農業再生協議会、土地改良区等に相談



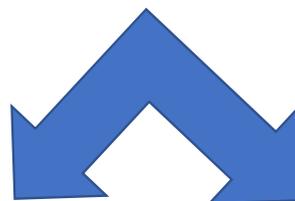
組合員と地域農業再生協議会の間で畑地化を決定



土地改良区は・・・

・畑地化予定の土地について、畑地化後のかんがい用水（畝間かんがい、防除用水等）、排水、農道など、土地改良区等が管理する施設の利用状況や今後の畑かん事業等の実施予定を勘案

事業利用：なし



事業利用：（少しでも）有

地区除外 = 地区除外決済金

畑地として引き続き地区内

賦課基準引き下げの場合 ↓

畑地化協力金

土地改良区決済金等支援の対象となる土地

- 水田の畑地化に伴い



- R5年度又はR6年度に「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田から除外



- 土地改良区の地区から除外される土地（地区除外決済金対象土地）
又は
地区から除外されないものの、かんがい用水や排水等の事業利用が減少する土地（畑地化協力金対象土地）

地区除外決済金とは

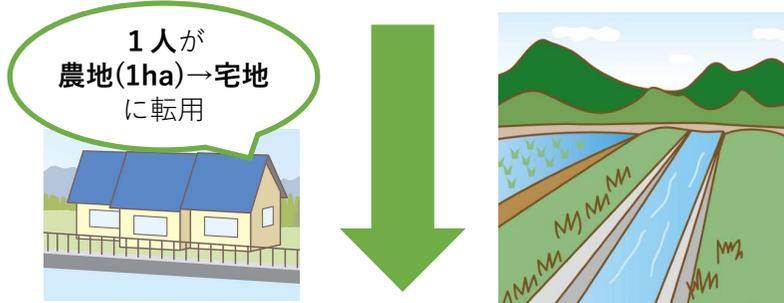
(土地改良法第42条第2項)

転用等により土地改良区の農地が減少することで、残る農地の組合員の負担が過重にならないよう、地区から除外する際に、将来にわたり納付が予定されていた賦課金に基づき、算定される金額を地区除外決済金として徴収し、維持管理費等に充てるもの。

例えば、甲土地改良区では・・・

○A水路

- ・ 5人の組合員で利用 (1ha/人=5ha)
- ・ 維持管理等 (草刈りや整備補修費用等) に
年間20万円必要
⇒ 1人あたり年間4万円負担



- ・ 4人の組合員で利用 (1ha/人=4ha) しても
- ・ 維持管理費用等は変わらず年間20万円必要
⇒ 1人あたり年間5万円負担 (1万円負担増)

1人あたり年間1万円の負担増加

負担の公平を図る観点から (5haの受益地を前提に整備)



将来の維持管理予定費用等を土地改良区の地区から除外する際に徴収 (地区除外決済金)

○地区除外決済金※ (土地改良区毎に「規程」を設定)

例えば、甲土地改良区の地区除外決済金は、
残耐用年数 (20年) の維持管理費等 と定めていた場合

※地区除外決済金は、原則、施設の残耐用年数を基に算出

4千円/10a (維持管理費等) × 20年 = 8万円/10a

を地区除外決済金として土地改良区の地区から除外する際に徴収



残り4人の組合員は、当面の間 (20年間)
これまでどおり1人あたり年間4万円のまま



土地改良区決済金等支援の対象となる 「地区除外決済金」について

- ① 土地改良区の借入金（決済年度の翌年度以降の利息を除く。）と国営事業の負担金（決済年度の翌年度以降の利息を除く。）に係る決済年度以降の負担相当額
- ② 国、都道府県、市町村又は土地改良区が行う事業（維持管理事業を除く。）の費用負担分
- ③ 国、都道府県、市町村又は土地改良区が行う維持管理事業に係る残耐用年数分の費用負担分

注：決済時点の未収賦課金は本支援の対象とはなりません。

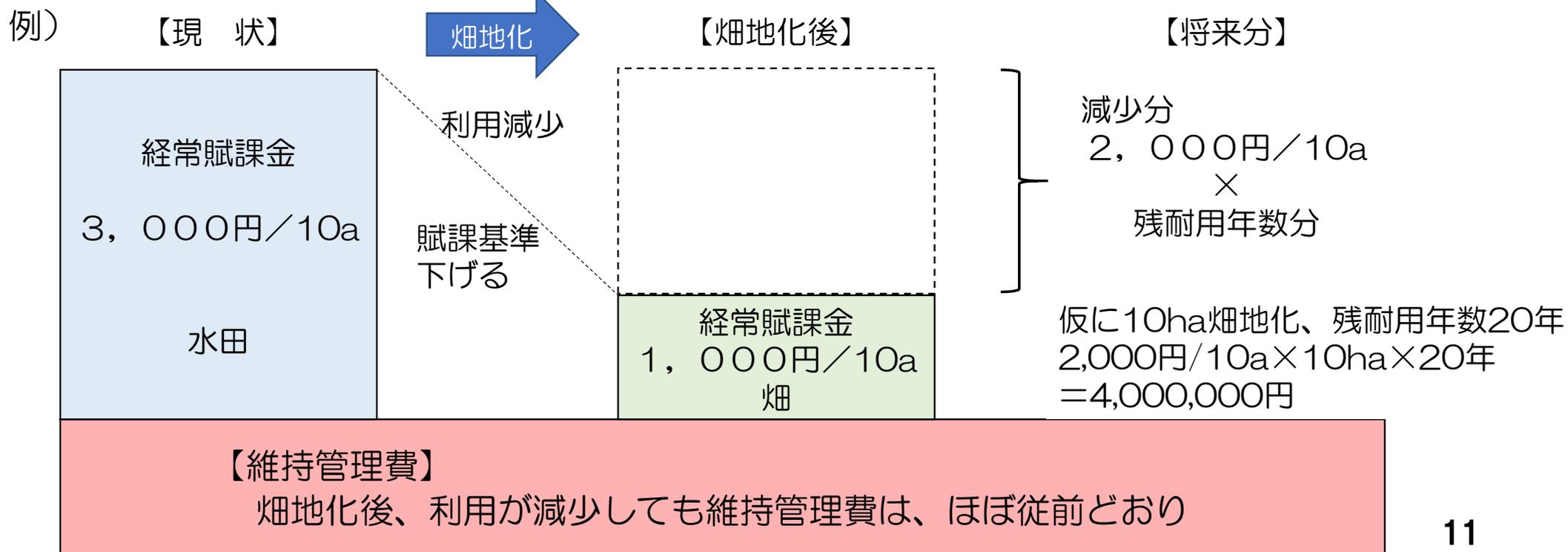
畑地化協力金※とは

※注：土地改良区と組合員との合意に基づき徴収
(法第39条の強制徴収の対象外)

畑地化後も、畑地かんがい、排水、農道などの事業利用がある場合、畑地化された農地は、引き続き土地改良区の受益地として扱われることとなります。

この場合、用水等の事業利用が減少するため、決済金と同じ趣旨で利用減少分を協力金として徴収することが可能です。

(引き続き水田経営を行う組合員の負担が過重にならないようにするためのものです。)



土地改良区決済金等支援の対象となる 「畑地化協力金」について

- 国、都道府県、市町村又は土地改良区が行う維持管理事業に係る残耐用年数分の費用負担分のうち、畑地化した土地に係る水田利用時の賦課金と畑地化後の賦課金との差額

土地改良区決済金等支援の助成額

地区除外決済金、畑地化協力金ともに**上限25万円／10a**

25万円／10a以内ならいくらでもよいのか？

○地区除外決済金の場合

「地区除外等処理規程」が設けられていることが必要。

○畑地化協力金の場合

定款に畑の賦課基準が明記されていること、

「畑地化協力金徴収規程」が設けられていることが必要。

適正水準への変更は可能

便乗値上げのような根拠のない変更はゼッタイ ダメ！

規程等を新たに設定又は変更する場合は、事前に都道府県の確認が必要。

(既存の規程であっても本支援を受ける場合は、都道府県の確認が必要。)

残耐用年数の考え方

- 施設ごとの「標準耐用年数」は、減価償却資産の償却期間を基に定めた目安であり、これを超過したことで施設が供用できなくなるものではありません。

どのように残耐用年数を定めるか？

- 以下の方法で残耐用年数を設定することが考えられます。
 - ・ 国や都道府県が機能診断を行っている場合は、これを参考として残耐用年数を設定
 - ・ 近傍の更新事業地区の事例（構造や維持管理方法が類似した施設の造成から更新までの経過年数）を参考に残耐用年数を設定

- 地区内には多種多様な施設があり残耐用年数がバラバラ

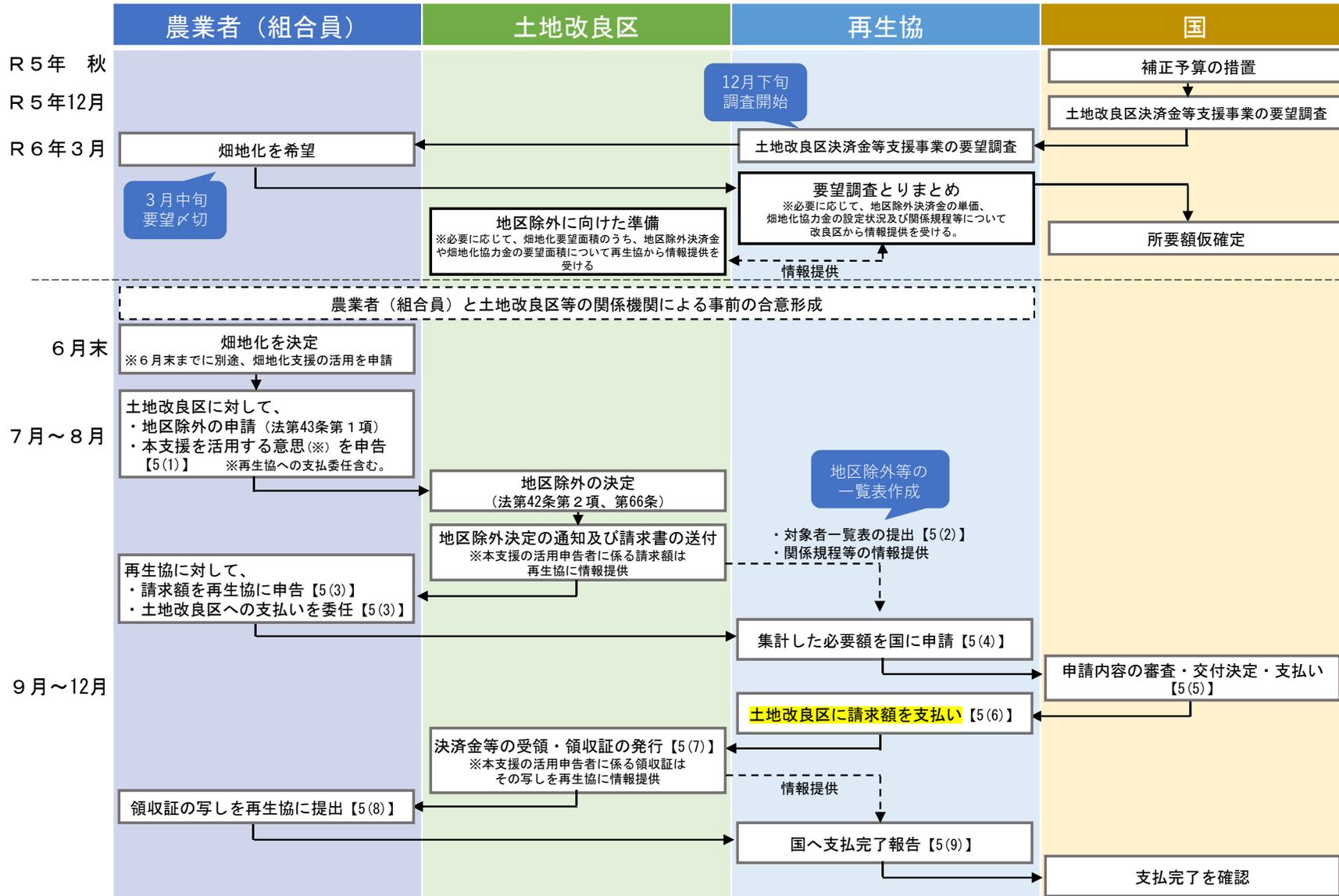
施設ごとの残耐用年数をどのように扱うのか？

適正水準であることを合理的に説明ができるようにしてください！※

- ・ 地区内の施設の最も短い残耐用年数に合わせる
- ・ 地区内を数区に区分して、区ごとに設定する
- ・ 総合耐用年数を用いて設定（加重平均を算定）するなど

※地区除外決済金と畑地化協力金の残耐用年数に齟齬が生じないように留意すること。
なお、必要に応じて都道府県に御相談ください（国営造成施設に関する不明な点は、調査管理事務所に御相談ください）。

(参考) 土地改良区地区除外決済金等の支援フロー (案)



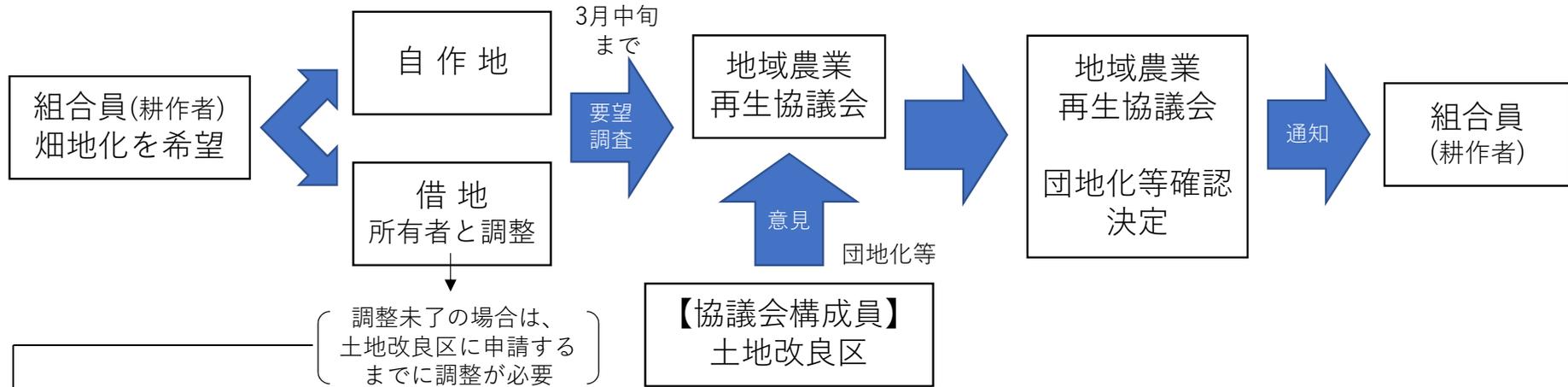
※地域農業再生協議会は、畑地化支援を申請する予定の農業者について、申請予定のほ場が地域でおむね団地化しているか等を別途確認することとなっています。

※本事業における補助金の申請・交付等については、都道府県・市町村を経由して実施する予定です。

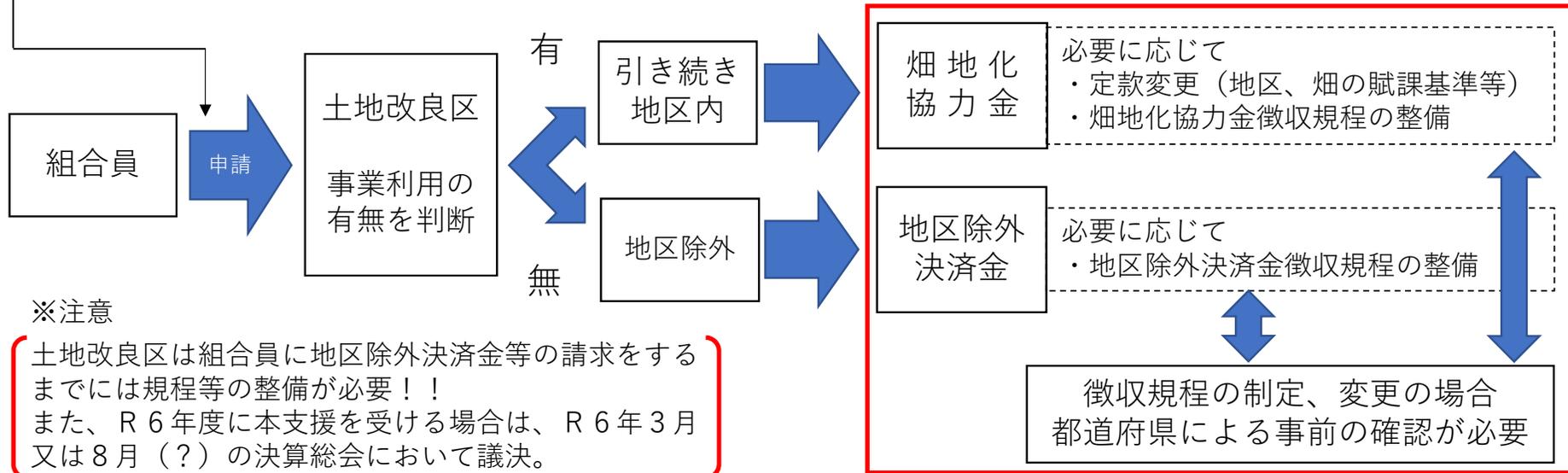
※【】は、畑地化促進事業実施要領 (令和4年12月27日付け4農産第3482号農林水産省農産局長通知) 別表2の5の各規定を指します。

【畑地化希望から地区除外等までのイメージ】

①畑地化希望から決定まで



②畑地化決定後から「地区除外」又は「引き続き地区内」の決定まで



その他

- 土地改良区決済金等支援は、いつまで続くのか。
 - 本支援については、令和7年度以降も予算の執行状況等も踏まえつつ、引き続き必要な対策を検討してまいります。

- バラバラに畑地化される場合、どのように対応すればよいか。
 - バラバラの畑地化は、施設の維持管理の支障となるおそれがありますので、ブロックローテーションの体制構築又はまとまりのある畑地化となるよう、十分に協議を行っていただくことが重要です。
令和5年度補正予算等による支援に間に合わせるために、協議・調整が不十分なまま拙速に畑地化することにならないよう留意してください。

- 水田活用の直接支払交付金の対象となっていない水田を畑地化する場合でも、本支援の対象となるのか。
 - 対象にはなりません。

- 畑地化促進事業を活用し畑地化した農地について、水田に戻す場合の基盤整備に係る補助事業はあるか。
 - ありません。

- 畑地化した場合、地区除外決済金と畑地化協力金どちらで扱うのか。
 - 当該土地の受ける利益を個別具体的、かつ、客観的に勘案の上、判断する必要がありますので、土地改良区が管理している用排水施設、農道等の受益に応じて検討してください。

- 本支援により、しばらくは、土地改良区の運営も大丈夫だが、将来は、賦課金収入が減少し、運営が厳しいものになるのではないかと。
 - 当面の維持管理費が確保されている残耐用年数の期間内に、
 - ・ 土地改良区として、どのような対応が必要となるのか（施設更新の際のダウンサイジング、合併による運営基盤の強化、用水供給の合理化等）
 - ・ 各地域において土地改良区がどうあるべきか
等を十分に御検討の上、将来に備えた対応を図ってください。

国としても、

- ・ 畑地化に必要な基盤整備（排水改良、客土、畑かん施設整備等）
- ・ 農業水利施設の集約・再編、不要施設の撤去
- ・ 土地改良区の合併

等に対する支援を講じてまいります。

今後も、現場の声を伺いつつ、必要な対応を検討してまいります。